

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 24 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 横 山 和 弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 7 日から 令和 8 年 8 月 17 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 8 月 20 日 午前 10 時 00 分 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 8 月 26 日 午前 9 時 20 分 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 24 日から 令和 8 年 8 月 28 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 24 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 歌志内市字文珠 |
| | 地 番 | 1037番65 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 375.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 歌志内市字文珠 1037番地65 |
| | 家屋 番号 | 1037番65 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.05平方メートル
2階 48.05平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8年 4月30日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 横 山 和 弘

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 歌志内市字文珠 | |
| | 地 番 | 1037番65 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 375.00平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 歌志内市字文珠 1037番地65 | |
| | 家屋 番号 | 1037番65 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 48.05平方メートル |
| | | 2階 | 48.05平方メートル |



令和7年(ケ)第20013号
令和 7年12月17日受理
令和 8年 1月19日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 卯 城 賢 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 歌志内市字文珠 | | |
| | 地 番 | 1037番65 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 375.00平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 歌志内市字文珠 1037番地65 | | |
| | 家屋 番号 | 1037番65 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 48.05平方メートル | |
| | | 2階 | 48.05平方メートル | |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件 1				
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
建物	物件 2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地関係（物件１）

- 1 積雪のため、本土地の境界標等は、確認できなかった。簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。
- 2 本土地は、物件２の敷地として利用されている。
- 3 積雪のため詳細は不明であるが、周囲の概況から本土地は、平坦地であり、各隣地とは、おおむね等高に接面していると推測される（写真①参照）。
- 4 本土地は、南東側で市道におおむね等高に接面している（土地建物位置関係図参照）。
- 5 本土地の一部は、インターロッキング舗装が施工されているが、積雪のため、その正確な範囲は不明である（土地建物位置関係図及び写真①参照）。

■建物関係（物件２）

- 1 本建物内部は、おおむね経年相当（平成７年７月１９日新築）の劣化状況であった。特記事項は、次のとおりである。
 - (1) 窓枠付近、内壁クロス、入隅部分などに黒カビの発生が多く見られたほか、窓には結露が発生していた。特に２階の前記部分に、黒カビの発生が目立つ状況であった（建物間取図及び写真⑥⑦参照）。
 - (2) ２階の内壁に数か所穴が開いていた。
 - (3) 玄関の飾り窓のガラスが破損している（写真⑧参照）。
 - (4) ポーチの上部に、凹みが見られた（写真⑨参照）。
- 2 本建物の北側の屋根（破風部分）の一部が損傷している（写真⑩参照）。
- 3 本建物の南側に、Ａ所有のスチール製仮設車庫（約８．１０平方メートル）が存在する（土地建物位置関係図及び写真①参照）。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

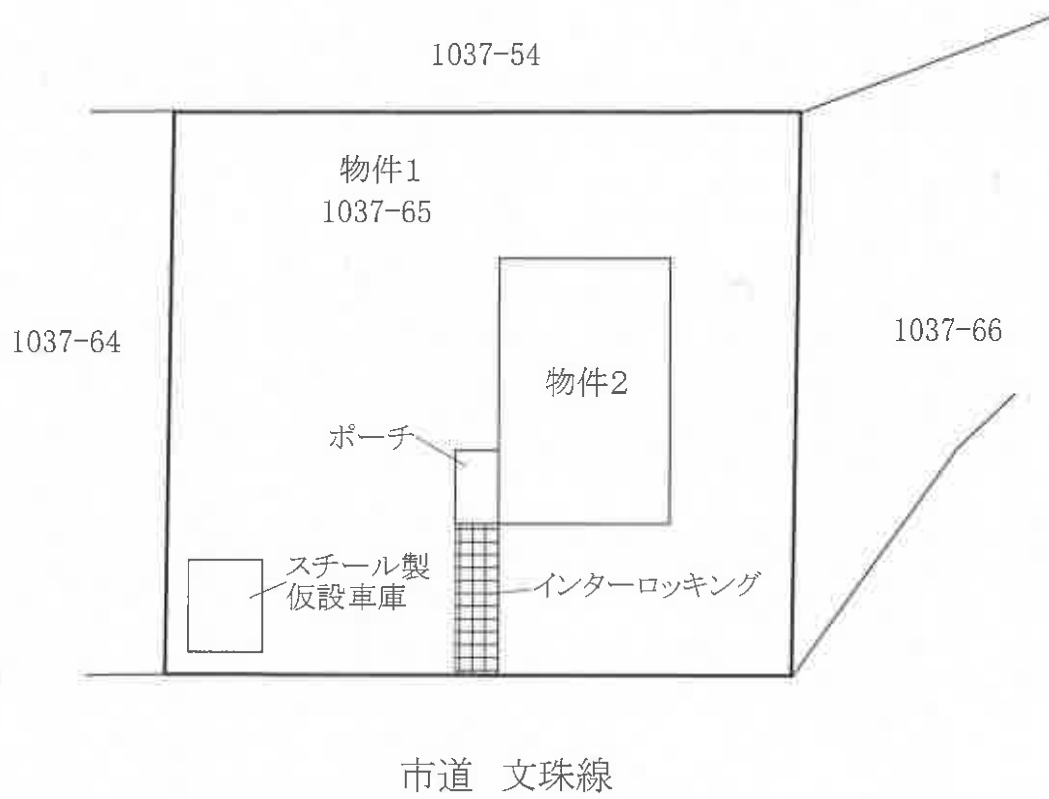
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (A破産管財人弁護士)	1 本物件については、12月4日付けで財団放棄をしています。
■ A (所有者)	1 現在本建物には一人で住んでいます。 2 本建物に住んでいて気になることは、特に2階の湿気がひどく、窓などに黒カビが発生していること、屋根の一部が、雪が原因で損傷しており、波を打ったような状態になっていることです。 3 現在は飼っていませんが、以前室内で犬を3匹飼っていました。 4 雪で分かりにくいですが、本土地上には、一部インターロッキング舗装がなされています。ロードヒーティングはしていません。 5 玄関ポーチの上部は、車両をぶつけたため損傷しています。 6 スチール製仮設車庫は、私の所有です。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年12月17日（水） ： ー ：	当庁（インターネット）	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無）
7年12月18日（木） 15：45ー15：50	当庁（電話）	Bから聴取
7年12月22日（月） 14：00ー14：15	当庁（電話）	Aから聴取
7年12月23日（火） ： ー ：	当庁（郵便）	歌志内市役所あて建物図面交付申請書送付
8年1月9日（金） 8：50ー9：50	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、A立会、Aと面談
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

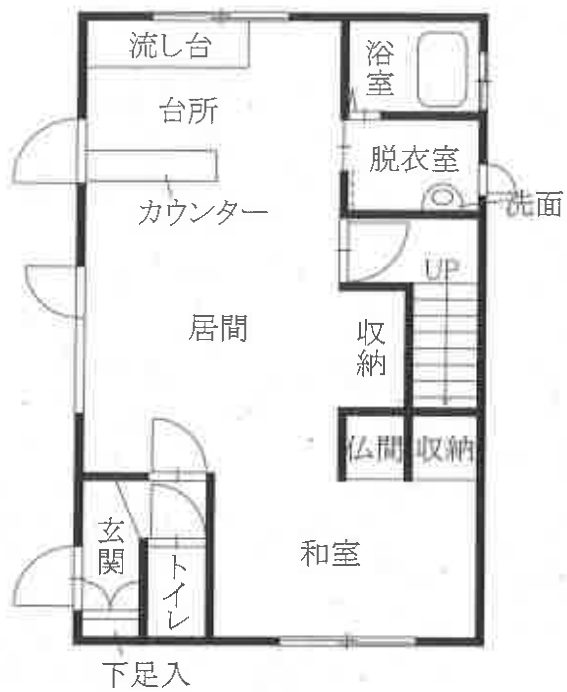
(5 枚目)

土地建物位置関係図

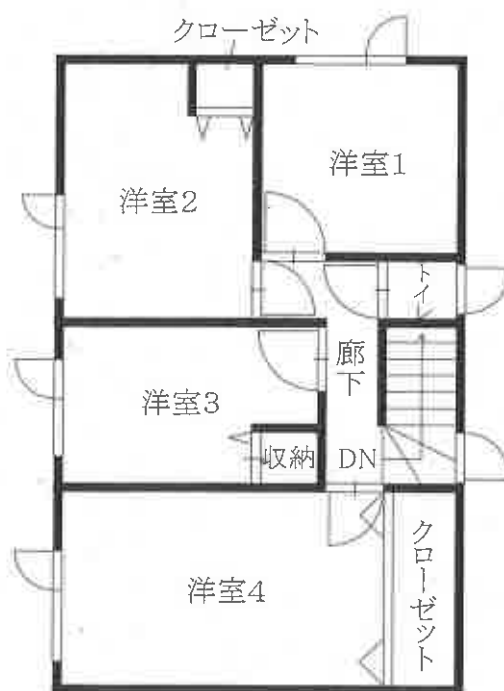


縮尺 約1/250

建物間取図



1階



2階

縮尺 約1/100

①本物件の外観



②居間



③台所



④浴室



⑤洋室4



⑥洋室2の黒カビの発生状況



⑦窓枠付近の結露等の状況



⑧玄関の飾り窓の破損状況



⑨ポーチ上部の破損状況



⑩屋根の損傷状況



令和 7 年（ケ）第 20013 号
令和 8 年 1 月 9 日現地調査
令和 8 年 1 月 22 日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原 口 康 洋

第1 評価額

一 括 価 格			
金		970,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	230,000	円
物件2（建物）	金	740,000	円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登 記 上	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	歌志内市字文珠 1037番65 宅地 375.00m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	歌志内市字文珠 1037番地65 1037番65 居宅 軽量鉄骨造陸屋根2階建 1階 48.05m ² 2階 48.05m ² 延 96.10m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
2	・ スチール製仮設車庫（約8.10m ² ）が設置されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR函館本線「砂川」駅の東方道路距離約8.3km 北海道中央バス「新泉町」停留所の東方道路距離約230m (別添「位置図」参照)
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分：非線引都市計画区域内 用途地域：第1種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 防火規制：なし その他の規制：なし
画地条件	間口約20.2m、奥行約18.6m、規模375.00㎡の正方形の中間画地で、地勢は概ね平坦である。
接面道路の状況	南東側が幅員約18.3mの舗装市道文珠線（建築基準法第42条1項1号に該当）に接面する。
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地等として利用されている。 ・目的外建物　なし 南西側は一般住宅、北東側及び北西側は未利用地、南東側は市道敷地である。
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり

※ 特記事項は次ページへ続く。

特 記 事 項	・北海道教育委員会の公表資料にて確認したところ、対象土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当していない。 ・積雪のため境界石標等を確認することが出来なかったため法務局備付け図面等をもとに概測を行った。したがって、正確には専門家による測量を要するものである。 ・建物から前面道路にかけてインターロッキングが敷設されているが積雪のため正確な範囲は不明である。また経過年数を考慮すると経済価値は認められないと判断した。（「土地建物位置関係図」参照） ・対象土地については、現地調査、登記簿調査及び過去の住宅地図調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成7年7月19日 新築 経過年数 約 30 年 経済的残存耐用年数 3 年
仕 様	構 造 : 軽量鉄骨造 屋 根 : 陸屋根 外 壁 : サイディング 内 壁 : ビニールクロス等 天 井 : ビニールクロス等 床 : フローリング、タタミ等 設 備 : 電気設備、給排水設備、衛生設備等 その他 : 特になし
床 面 積 (現 況)	前記「第3 目的物件」欄記載のとおり
現況用途等	階 層 : 2階建 現況用途 : 居宅 間 取 り : 「建物間取図」記載のとおり
品 等	総 合 : 普通 使用資材 : 普通 施 工 : 普通
保守管理の状態	建物は老朽化し、特記事項記載の損傷があるため保守管理の状態はやや劣ると判断した。
建物の利用状況	現況調査報告書参照

※ 特記事項は次ページへ続く。

特 記 事 項

- ・市道側にスチール製仮設車庫（約8.10㎡）がある。
- ・目視可能な部分において吹付けアスベストは確認されなかったが、詳細については専門調査機関による調査を要する。
- ・各部屋の窓枠付近、内装クロス、入隅部分に黒カビが見受けられたほか、結露による損傷が確認された。
- ・2階の内壁に数か所穴が開いているほか、玄関の飾り窓のガラスが破損している。また、ポーチの上部が一部破損している。
- ・建物の北側の屋根の一部が破損している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	1,800	1.00	375.00	1.00	675,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を考量のうえ標準価格を 1,800円/㎡ と査定した。

イ 個 別 格 差：なし

ウ 地 積：登記記載面積

エ 建 付 減 価：なし

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

なお、仮設車庫は下記建物価額に含めて評価した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	230,000	96.10㎡	0.06	1,326,000

ウ 現価率

(経済的残存耐用年数 3 年 / 経済的全耐用年数 33 年) × (1－観察減価 0.3)

≒ 0.06

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	675,000	30%	203,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	675,000	-203,000	—	0.70	0.70	—	230,000
2	1,326,000	203,000	—	0.70	0.70	—	740,000
一括価格（合計）							970,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：地域における不動産市況、建物が老朽化しているほか特記事項記載の損傷等が見られること等を考慮し30%の市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考量の上、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 (歌志内-2)
所 在 : 歌志内市文珠126番1
価 格 : 1,900円/㎡
位 置 : JR函館本線「砂川」駅の東方道路距離約9,400mに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 226㎡
供給処理施設 : 上水道、下水道
接 面 道 路 : 北西側16m道道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 住宅、事務所等が混在する道道沿いの住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

- 物件1 567,000 円
物件2 1,909,092 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 付属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し(A3をA4に縮小)
- 3 地積測量図写し(A3をA4に縮小)
- 4 建物図面・各階平面図写し(A3をA4に縮小)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

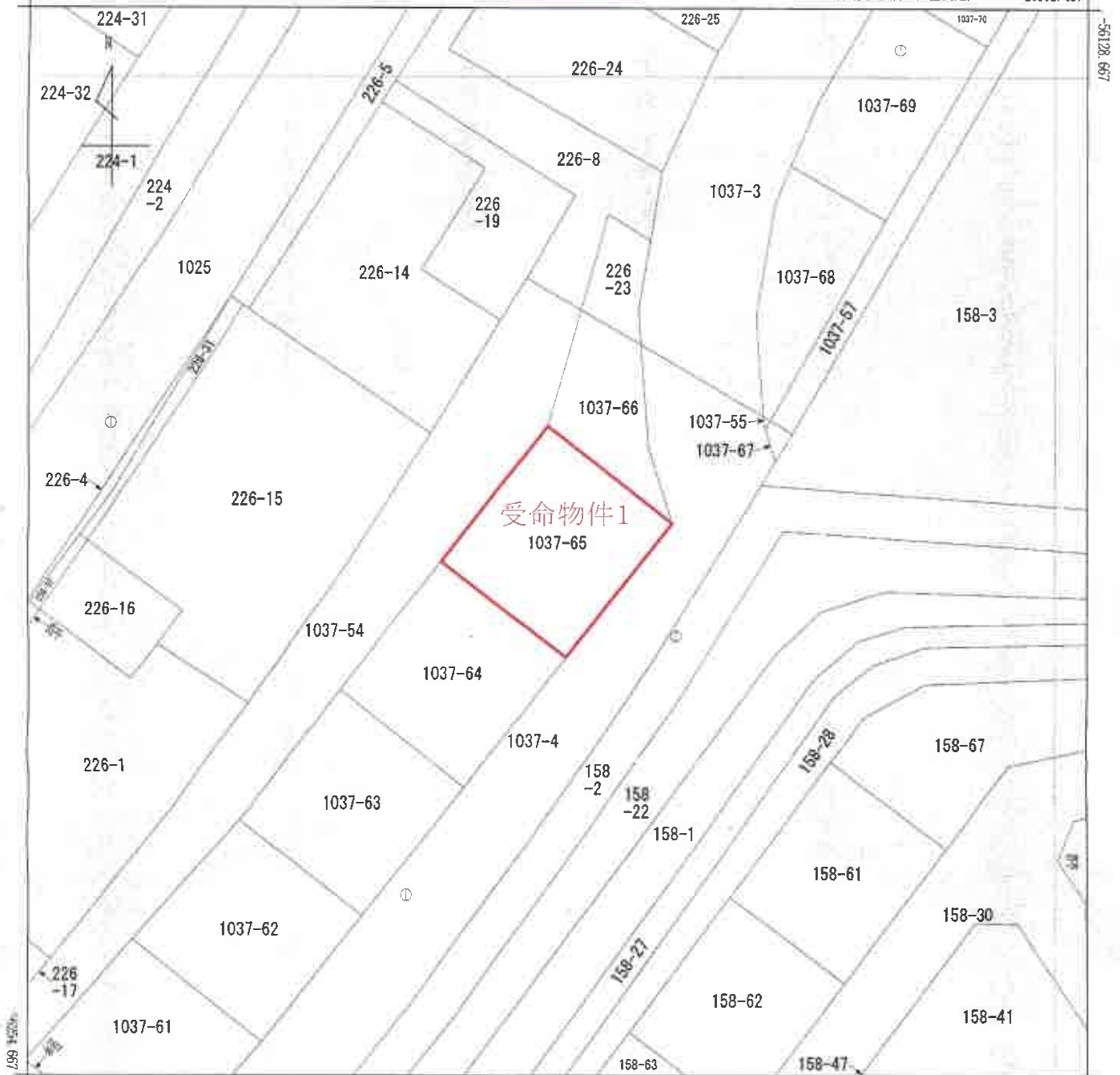
位置図



公図

(座標値種別：図上測定)

-20902.487



-21027.487

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出

宇文珠

請求部	所在	歌志内市宇文珠				地番	1037番65			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X II	分類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和40年12月				備付年月日(原図)	昭和55年9月1日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局滝川支局管轄)

令和7年10月20日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：3-1

(1/1)

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成6年8月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局滝川支局管轄)
令和7年10月20日 東京法務局中野出張所

登記官

401913

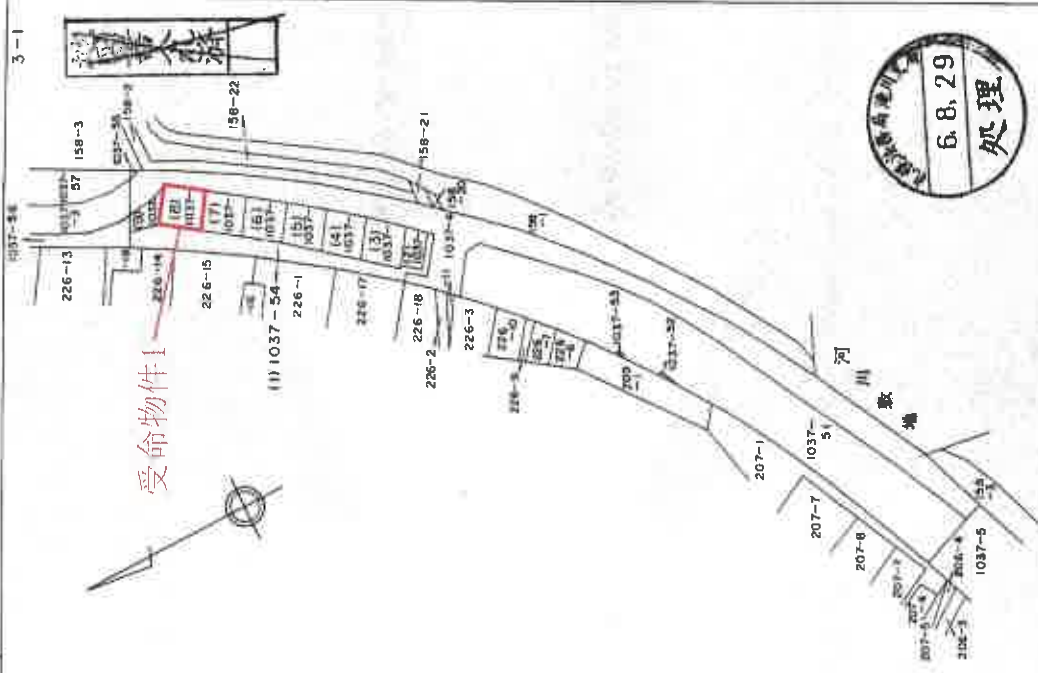
地図番号	境界線の種類及び基準点の記号又は点名	
	種類	コンクリート標
国別 歌	044-1	既設
	044-3	新設

点	基準点		果	Y
	基名	点X		
3級基準点	T B 7	-56,137.069	-20,469.570	
3級基準点	T B 8	-56,298.505	-20,565.804	
3級基準点	T B 10	-56,522.635	-20,700.176	

所在地
土地積測

地番
1037-54, 1037-59
1037-66

歌志内市文珠



作製者

申請人

縮尺 1/2,500

平成6年2月18日作製

2 No 012137

請求番号：3-2

(1/3)

本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局滝川支局管轄)

令和7年10月20日 東京法務局中野出張所

登記官

401915

境界線の種類及び境界点の記号又は点名

地図番号	種類	既設	新設

コンクリート壁

図

土地積所測量

地番 1037-54, 1037-66

土地の所在 歌志内市宇文森

3-3

5) 1037-62

X	Y
-56487.875	-20696.315
-56499.208	-20681.789
-56512.138	-20692.095
-56514.002	-20693.714
-56502.076	-20709.001

倍 1 / 2 地 積

(6) 1037-63

X	Y
-56472.500	-20684.320
-56483.924	-20669.677
-56487.964	-20672.828
-56499.208	-20681.789
-56487.875	-20696.315

倍 1 / 2 地 積

(7) 1037-64

X	Y
-56457.126	-20672.325
-56468.550	-20657.682
-56483.924	-20669.677
-56472.500	-20684.320

倍 1 / 2 地 積

(8) 1037-65

X	Y
-56441.207	-20659.906
-56452.629	-20645.261
-56468.550	-20657.682
-56457.126	-20672.325

倍 1 / 2 地 積

(9) 1037-66

X	Y
-56427.499	-20656.043
-56431.591	-20649.005
-56443.735	-20648.128
-56452.629	-20645.261
-56441.207	-20659.906

倍 1 / 2 地 積

合 計 (2) ~ (9)

地積測量

公式 $2S = \{(X_n - 1) - (X_{n+1})\} * Y$

(1) 1037-54 2548.6547770 地 積

(2) 1037-59 1081.3793550 地 積

(3) 1037-60

N1-1	X	Y
L2-1	-56531.181	-20733.472
L2-2	-56542.213	-20719.331
L1-1	-56543.180	-20720.247
N1-2	-56549.540	-20726.800
	-56538.780	-20739.771

倍 1 / 2 地 積

(4) 1037-61

N3	X	Y
L3-1	-56502.076	-20709.001
L3-2	-56514.002	-20693.714
L2-1	-56527.962	-20705.840
L2-2	-56528.352	-20706.209
N2	-56516.275	-20741.687

倍 1 / 2 地 積

(5) 1037-62

N4	X	Y
L4-1	-56487.875	-20696.315
L4-2	-56499.208	-20681.789
L3-1	-56512.138	-20692.095
L3-2	-56514.002	-20693.714
N4	-56502.076	-20709.001

倍 1 / 2 地 積

(6) 1037-63

N5	X	Y
L5-1	-56472.500	-20684.320
L5-2	-56483.924	-20669.677
L4-1	-56487.964	-20672.828
L4-2	-56499.208	-20681.789
N5	-56487.875	-20696.315

倍 1 / 2 地 積

(7) 1037-64

N6	X	Y
L6-1	-56457.126	-20672.325
L6-2	-56468.550	-20657.682
L5-1	-56483.924	-20669.677
L5-2	-56472.500	-20684.320
N6	-56457.126	-20672.325

倍 1 / 2 地 積

(8) 1037-65

N7	X	Y
L7-1	-56441.207	-20659.906
L7-2	-56452.629	-20645.261
L6-1	-56468.550	-20657.682
L6-2	-56457.126	-20672.325
N7	-56441.207	-20659.906

倍 1 / 2 地 積

(9) 1037-66

N8	X	Y
L8-1	-56427.499	-20656.043
L8-2	-56431.591	-20649.005
L7-1	-56443.735	-20648.128
L7-2	-56452.629	-20645.261
N8	-56441.207	-20659.906

倍 1 / 2 地 積

作製者

申請人

縮尺 1/

6.8.29

(旭川土地家屋調査士会統一用紙) 93-2 № 012136

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成7年8月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局滝川支局管轄)

令和7年10月20日 東京法務局中野出張所

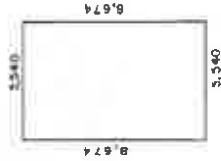
登記官

各階平面図

851522

建物図面

家屋番号	1037-65
建物の所在	歌志内市字文殊1037番地65

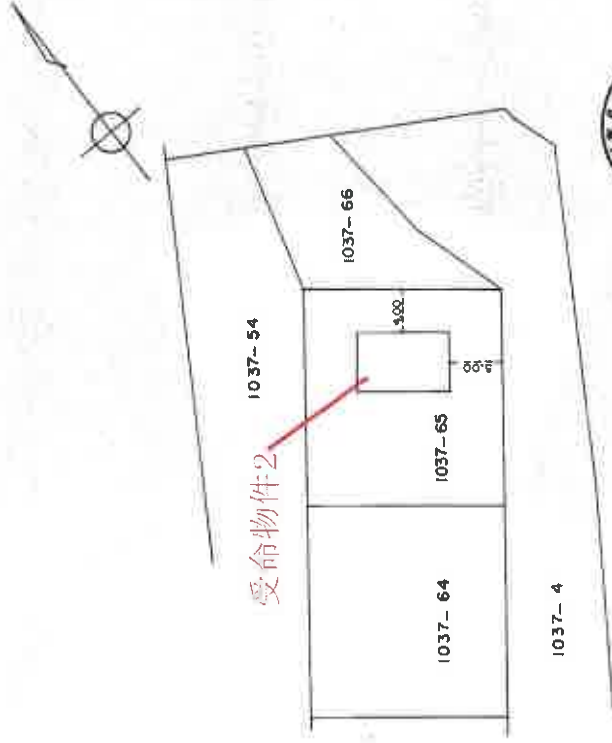


一階、二階
(各階同型)

求 積

$$5,540 \times 8,674 = 48,05396$$

床面積 48.05 m²



作製者

縮 1/250
尺 1/

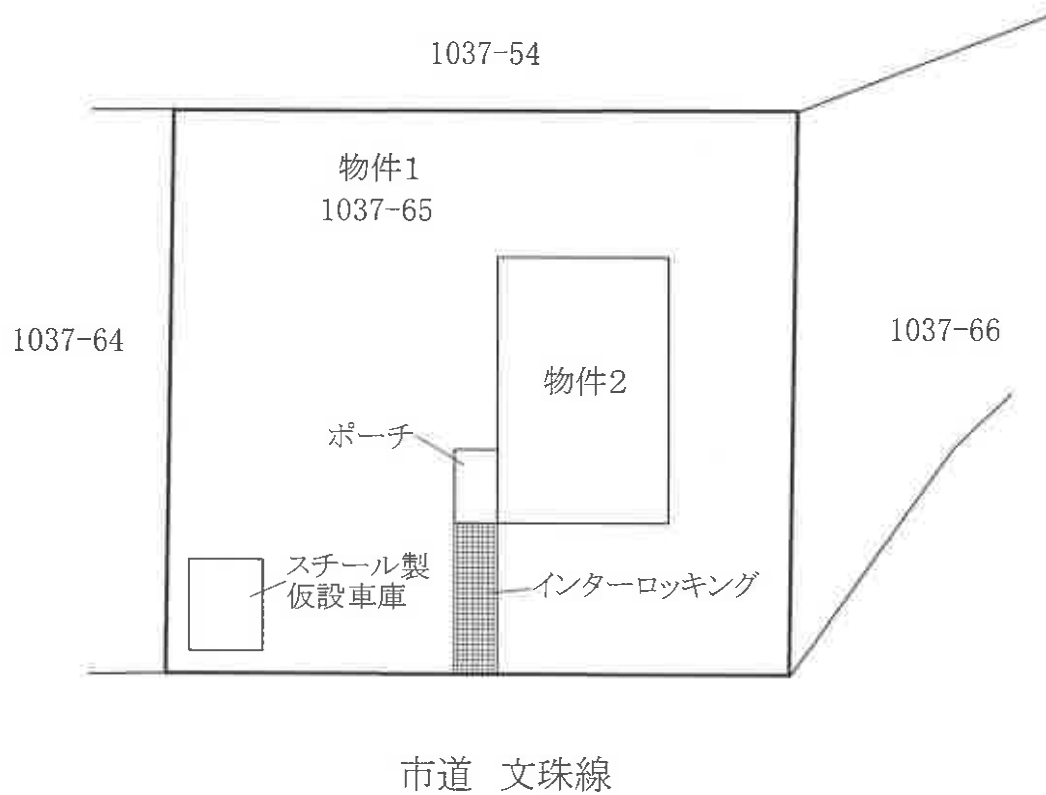

(札幌土地家屋調査士会用紙)

申請人

縮 1/500
尺 1/

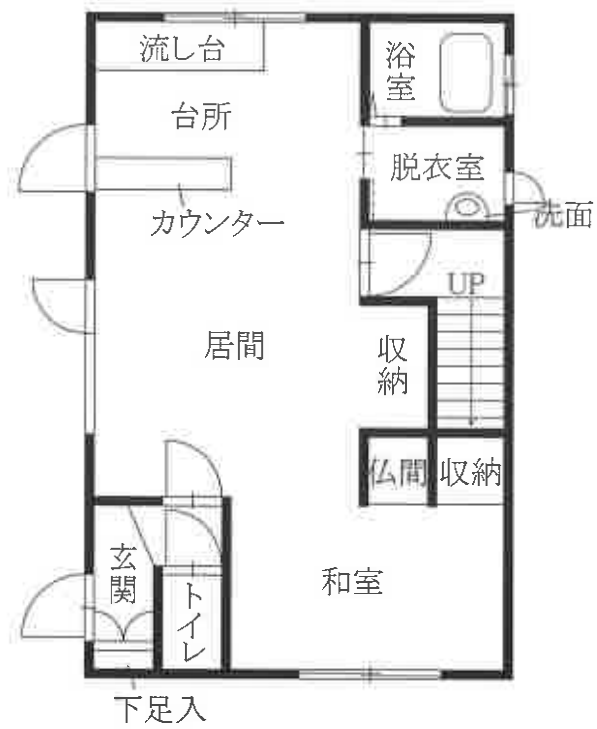
本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

土地建物位置関係図

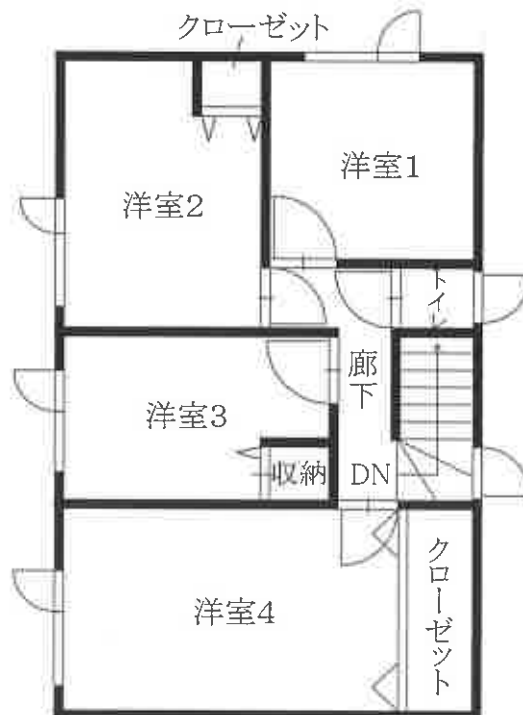


縮尺 約1/250

建物間取図



1階



2階

縮尺 約1/100